

兵庫県公報

平成24年12月18日 火曜日 第 2450 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	3
○ 県営土地改良事業の換地計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 平成24年度地籍調査事業計画の変更（同）	4
○ 保安林の指定予定（豊かな森づくり課）	5
○ 保安林の指定施業要件の変更予定（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 保安林の指定施業要件の変更予定通知（同）	7
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（同）	11
○ 基本測量を実施する旨の通知（契約管理課）	12
○ 公共測量を実施する旨の通知（同）	12
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	12
○ 道路の区域の変更及び在来道路の供用廃止（道路保全課）	13
○ 公有水面埋立工事のしゅん功認可（港湾課）	13
○ 阪神間都市計画公園事業の認可（公園緑地課）	13
公 告	
○ 平成24年度兵庫県技能顕功賞表彰（能力開発課）	14
○ 県有地の一般競争入札による売払い（住宅管理課）	19
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	20
収用委員会告示	
○ 収用の裁決手続開始決定	21
教育委員会公告	
○ 落札者等の公示（県立香住高等学校）	26
公安委員会告示	
○ 技能検定員審査の実施	26
○ 教習指導員審査の実施	27
警察本部公告	
○ 随意契約の相手方等の公示	28

告 示

兵庫県告示第1570号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成24年12月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 成相土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	齊 藤 博 万	南あわじ市八木大久保391番地
同	裏 川 晴 明	同 市八木野原287番地
同	辻 西 健 治	同 市榎列下幡多477番地
同	入 谷 訓 弘	同 市八木立石150番地
同	松 下 年 明	同 市八木新庄177番地
同	石 上 達 也	同 市八木養宜上407番地 2
同	池 田 恵 一	同 市八木鳥井509番地
同	水 海 勝 司	同 市八木徳野40番地
同	田 村 千 秋	同 市八木国分41番地
同	赤 松 強	同 市八木養宜中167番地
監 事	田 村 隆 司	同 市八木大久保119番地 5
同	灘 本 哲 敏	同 市八木野原106番地 1
同	武 田 信 七	同 市榎列下幡多499番地 2

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	塚 本 圭 右	南あわじ市八木野原380番地
同	田 村 千 秋	同 市八木国分41番地
同	谷 富 弘	同 市八木大久保708番地
同	柏 木 茂 和	同 市八木養宜上196番地
同	入 谷 訓 弘	同 市八木立石150番地
同	松 下 年 明	同 市八木新庄177番地
同	古 川 和 寛	同 市榎列下幡多347番地 1
同	池 田 恵 一	同 市八木鳥井509番地
同	川 口 清 弘	同 市八木徳野33番地
同	片 桐 千 尋	同 市八木養宜中228番地
監 事	石 上 達 也	同 市八木養宜上407番地 2
同	出 口 敏 昭	同 市八木鳥井189番地
同	藤 本 勇	同 市八木新庄233番地

2 内原土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	内 原 三千治	南あわじ市津井2776番地
同	原 政 治	同 市津井2690番地
同	内 原 博	同 市津井2866番地
同	前 谷 健 市	同 市津井2769番地 3
同	西 田 友 二	同 市津井2452番地
監 事	野 水 隆 雄	同 市津井2695番地 1
同	原 豊 幸	同 市津井2736番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	内 原 三千治	南あわじ市津井2776番地
同	原 政 治	同 市津井2690番地
同	内 原 博	同 市津井2866番地
同	前 谷 健 市	同 市津井2769番地 3
同	西 田 友 二	同 市津井2452番地

監 事	野 水 隆 雄	同	市津井2695番地 1
同	原 豊 幸	同	市津井2736番地



兵庫県告示第1571号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成24年12月7日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に對し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成24年12月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事 業 名	地 区 名	縦覧の期間	縦覧の場所
地域ため池総合整備事業	松陰地区	平成24年12月18日から 平成25年1月7日まで	明石市役所



兵庫県告示第1572号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業（農地整備事業）市西地区の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この計画については、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、異議申立てに係る決定に不服がある者は、兵庫県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、異議申立ての決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

なお、この計画については、同法第89条の2第4項で準用する同法第87条第10項の定めにより、この計画についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成24年12月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成24年12月18日から平成25年1月7日まで
- 3 縦覧の場所
南あわじ市役所三原庁舎



兵庫県告示第1573号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業（農地整備事業）上福田開拓地区第2工区の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この計画については、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、異議申立てに係る決定に不服がある者は、兵庫県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、異議申立ての決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

なお、この計画については、同法第89条の2第4項で準用する同法第87条第10項の定めにより、この計画についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成24年12月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成24年12月18日から平成25年1月7日まで
- 3 縦覧の場所
加東市役所東条庁舎



兵庫県告示第1574号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成24年度の地籍調査事業計画を次のとおり変更した。

平成24年12月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間
兵庫県	養父市のうち八鹿町日畑、八鹿町石原、八鹿町大江、八鹿町宿南、八鹿町青山、畑、三谷、奥米地、大屋町笠谷、大屋町大杉、大屋町蔵垣、関宮、尾崎、吉井、万久里及び大谷	平成24年4月から平成25年3月まで
同 上	朝来市のうち生野町黒川、生野町栃原、生野町竹原野、生野町小野、生野町奥銀谷、生野町円山、生野町口銀谷、石田、多々良木、佐囊、岩津、羽淵、山東町与布土、山東町森、山東町溝黒、山東町喜多垣、山東町粟鹿、山東町柴、山東町一品、山東町大月、山東町柿坪、山東町和賀、山東町田中、和田山町三波、和田山町久世田、和田山町竹田、和田山町白井、和田山町和田、和田山町高生田、和田山町高田、和田山町宮内、和田山町内海、和田山町林垣、和田山町寺内、和田山町室尾及び和田山町秋葉台	同 上
同 上	加古郡稲美町のうち野寺	同 上
同 上	佐用郡佐用町のうち奥金近、才金、乃井野、口長谷、本郷、西下野、奥長谷、淀、下秋里、西徳久及び三ツ尾	同 上
神戸市	神戸市のうち須磨区及び北区	同 上
姫路市	姫路市のうち関、皆河及び栃原	同 上
尼崎市	尼崎市のうち武庫町	同 上
明石市	明石市のうち西明石北町	同 上
西宮市	西宮市のうち瓦林町、天道町及び中島町	同 上
洲本市	洲本市のうち千草、五色町広石下及び五色町上堺	同 上
芦屋市	芦屋市のうち浜町及び南宮町	同 上
伊丹市	伊丹市のうち西野	同 上
相生市	相生市のうち若狭野町福井、若狭野町出、矢野町能下及び若狭野町下土井	同 上
豊岡市	豊岡市のうち日高町藤井、日高町祢布、日高町国分寺、日高町水上、日高町山本、日高町竹貫、日高町上石、竹野町金原、但東町奥赤、城崎町結、出石町暮坂、伊賀谷、日高町河江、竹野町川南谷、竹野町森本、日高町久斗、戸牧、岩井、高屋、宮井、栃江、新堂及び岩熊	同 上
赤穂市	赤穂市のうち福浦及び有年牟礼	同 上

西脇市	西脇市のうち野村町、日野町、富吉南町、板波町、大野、羽安町及び黒田庄町黒田	同 上
宝塚市	宝塚市のうち御殿山	同 上
高砂市	高砂市のうち高砂町	同 上
川西市	川西市のうち小花及び錦松台	同 上
三田市	三田市のうち横山町、南が丘、西山、天神、屋敷町、川除、三田町、相生町及び対中町	同 上
加西市	加西市のうち上宮木町、青野町、上道山町、繁昌町及び国正町	同 上
篠山市	篠山市のうち泉	同 上
丹波市	丹波市のうち山南町小野尻、山南町小畑、山南町山本、柏原町拳田、柏原町北山、柏原町大新屋、山南町西谷、柏原町田路、山南町五ヶ野、山南町坂尻及び柏原町母坪	同 上
南あわじ市	南あわじ市のうち広田広田、倭文庄田、松帆古津路、志知北、市小井、市善光寺、賀集牛内、福良、北阿万稲田南、阿万塩屋町、伊加利、阿那賀及び北阿万	同 上
淡路市	淡路市のうち志筑及び遠田	同 上
宍粟市	宍粟市のうち波賀町引原、山崎町小茅野、波賀町日ノ原、波賀町音水及び波賀町原	同 上
たつの市	たつの市のうち龍野町島田、御津町朝臣、御津町釜屋及び御津町苅屋	同 上
加東市	加東市のうち天神及び掬鹿谷	同 上
川辺郡猪名川町	川辺郡猪名川町のうち万善、槻並、北田原、紫合及び木津	同 上
多可郡多可町	多可郡多可町のうち牧野、轟、西山、山口及び大和	同 上
加古郡播磨町	加古郡播磨町のうち新島	同 上
神崎郡神河町	神崎郡神河町のうち作畑、高朝田、宮野、南小田、上小田及び長谷	同 上
同 郡福崎町	同 郡福崎町のうち高岡及び田口	同 上
揖保郡太子町	揖保郡太子町のうち沖代及び吉福	同 上
赤穂郡上郡町	赤穂郡上郡町のうち山野里及び井上	同 上
美方郡香美町	美方郡香美町のうち村岡区耀山、村岡区市原、村岡区山田及び小代区秋岡	同 上
同 郡新温泉町	同 郡新温泉町のうち千原、竹田及び諸寄	同 上
丹波ひかみ森林組合	丹波市のうち氷上町三方、氷上町中、氷上町中野及び氷上町三原、氷上町清住	同 上
丹波市森林組合	丹波市のうち柏原町上小倉	同 上



兵庫県告示第1575号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成24年12月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
洲本市相川組字東向場西平417

- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、淡路県民局洲本農林水産振興事務所及び洲本市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1576号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年12月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
朝来市和田山町竹田字朝来山1（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字朝来山1（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1577号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年12月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
朝来市山内字権現谷3082の2から3082の6まで、3082の21から3082の28まで
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字権現谷3082の2（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1578号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年12月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
朝来市山内字権現谷3082の7、3082の9から3082の11まで、3082の29から3082の31まで、3082の33から3082の35まで
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字権現谷3082の7・3082の11（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1579号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年12月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
養父市能座字奥山88の1から88の3まで
- 2 保安林として指定された目的
水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1580号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年12月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
養父市三谷字三谷南側181の1（次の図に示す部分に限る。）、181の55から181の95まで
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1581号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年12月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
養父市三谷字添谷南側51、51の1から51の7まで、51の9から51の14まで、51の16から51の26まで、宇添谷北側52、52の1から52の4まで、52の9、52の10、52の12から52の16まで、52の18から52の24まで、52の26、52の27、52の29から52の32まで、52の34から52の58まで、53、54、宇三谷南側180
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1582号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年12月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
養父市上野字奥山56の1、56の2（次の図に示す部分に限る。）、56の3、56の13

- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1583号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年12月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
朝来市和田山町竹田字朝来山1（次の図に示す部分に限る。）、1の2から1の4まで
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字朝来山1（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1584号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年12月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
朝来市山内字権現谷3082の13（次の図に示す部分に限る。）、3082の2から3082の12まで、3082の14、3082の15、3082の21から3082の31まで、3082の33から3082の35まで
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1585号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年12月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
朝来市山内字本谷3086の1から3086の20まで、3086の22から3086の26まで、3086の28、3086の30、3086の32、3086の35、3086の36、3086の38、3086の40、3086の42、3086の44、3086の46、3086の47
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1586号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年12月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
朝来市山内字ヲウト3088の1から3088の6まで、3088の12から3088の38まで、3088の40から3088の49まで、3088の52から3088の78まで
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1587号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年12月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
朝来市佐囊字南本谷262の1、262の2、262の3（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1588号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年12月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
養父市能座字大間23、餅耕地字ヒナタ9から12まで、28の1から28の3まで、29
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1589号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年12月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
養父市上野字奥山56の2（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1590号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成24年12月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

基本測量（精密測地網高精度三次元測量及び基準点現況調査）

2 作業期間

平成25年1月10日から同年2月20日まで

3 作業地域

尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、相生市、たつの市、赤穂市、宝塚市及び宍粟市



兵庫県告示第1591号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年12月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

公共測量（3級基準点測量）

2 作業期間

平成24年12月1日から同月26日まで

3 作業地域

西宮市池開町



兵庫県告示第1592号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成24年12月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 (1) 作業種類

公共測量（4級基準点計画図作成）

(2) 作業期間

平成24年10月1日から平成24年11月22日まで

(3) 作業地域

尼崎市中在家2丁目地区

2 (1) 作業種類

公共測量（4級基準点計画図作成）

(2) 作業期間

平成24年10月1日から平成24年11月22日まで

(3) 作業地域

尼崎市東難波町4丁目地区



兵庫県告示第1593号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成24年12月18日から在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成24年12月18日から2週間、中播磨県民局姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年12月18日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 2 5 0 号	姫路市飾磨区細江字福島520番106から 同 市飾磨区細江字折井580番6まで	旧	28.0から 37.0まで	279.0	
		新	28.0から 36.0まで	279.0	



兵庫県告示第1594号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり尼崎西宮芦屋港内公有水面埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成24年12月18日

尼崎西宮芦屋港港湾管理者 兵庫県

代表者 兵庫県知事 井戸敏三

- 1 しゅん功認可年月日
平成24年12月5日
- 2 認可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県
兵庫県知事 井戸敏三
- 3 埋立区域の位置及び面積
尼崎市東海岸町11番、19番の1、26番、23番の1及び17番に接する県有護岸敷地先公有水面
安定型区画第1-2-2(1)工区 67,873.09平方メートル
- 4 免許年月日及び番号
昭和62年10月16日
兵庫県指令港第18号の14
- 5 公有水面埋立法第22条第3項の規定による市町名
尼崎市



兵庫県告示第1595号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成24年12月18日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称
川西市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
阪神間都市計画公園事業
3.3.706号 中央公園

- 3 事業施行期間
平成24年12月18日から平成32年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
川西市火打1丁目地内
 - (2) 使用の部分
なし

公 告

平成24年度兵庫県技能顕功賞表彰

兵庫県技能顕功賞規則（昭和41年兵庫県規則第58号）第2条の規定により、平成24年11月10日に次の者を表彰した。

平成24年12月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

職種及び氏名

金属材料製造の職業

製鋼工

浅 田 義 彦	小野市
平 田 雅 文	姫路市
宮 本 武	加古川市

鑄鉄連続鑄造工

高 瀬 一 郎	姫路市
---------	-----

非鉄金属溶解炉工

塚 口 浩 一	三田市
---------	-----

手込造型工

後 呂 誠	三田市
-------	-----

自由鍛造工

小笠原 庄 八	姫路市
---------	-----

型打鍛造工

長谷川 和 信	揖保郡太子町
---------	--------

左官鋳造業

杉 田 隆 三	三木市
---------	-----

鉋製造業

山 本 芳 博	三木市
---------	-----

圧延加熱炉工

立 田 丈 詞	高砂市
---------	-----

熱間圧延工

川 田 大 作	加古川市
---------	------

松 本 繁	姫路市
-------	-----

冷間圧延工

重 野 馨	高砂市
-------	-----

中間製品検査工

林 道 義	姫路市
-------	-----

非破壊検査工

岡 本 陽 一	神戸市須磨区
---------	--------

小 田 安 二	姫路市
---------	-----

立 岡 浩 一	神戸市須磨区
---------	--------

前 田 高 伸	揖保郡太子町
---------	--------

分析工

鎌 倉 杉 男	姫路市
---------	-----

金属材料原料工	
松本良平	加古川市
金属加工の職業	
ボール盤工	
藤代享士	神戸市西区
中ぐり盤工	
杉原克治	高砂市
フライス盤工	
大賀一郎	加古川市
数値制御金属工作機械工	
井上和郎	明石市
川角正人	高砂市
澤田剛仁	明石市
千田重徳	姫路市
仲内靖	三田市
原保広	伊丹市
松尾智	三田市
保全・改善工	
上前光一	尼崎市
旋盤工・フライス盤工・数値制御金属工作機械工	
吉本公則	三田市
板金工	
喜久里正己	西宮市
丸目富雄	高砂市
猟銃製造業	
大内忠行	佐用郡佐用町
その他の金属加工等の職業	
成形プレス工	
高谷明良	加古郡稲美町
田中敬通	加古川市
製かん工	
辻森明廣	明石市
津田和義	姫路市
平野利一	神戸市北区
金属検寸工	
西村秀三	神戸市須磨区
平田忍	姫路市
アーク溶接工	
河合幸博	小野市
谷岡誠	伊丹市
一般機械器具組立等の職業	
エンジン組立・調整工	
橘保	明石市
山本藤太郎	加古川市
産業用機械組立工	
安達敏美	姫路市
西本與志弘	神戸市垂水区
森川雅弘	姫路市
山崎政信	加古郡稲美町
機械修理工	
大久保勝則	明石市

木村彰宏	赤穂市
椎葉秀康	加古川市
林田一正	加古川市
前崎豊	加古川市
森勇夫	尼崎市
電気機械器具組立等の職業	
発電機組立・調整工	
森孝之	明石市
和氣坂伸二	高砂市
変圧器組立工	
赤井哲也	丹波市
配電盤・制御盤組立・調整工	
福村助成	加古郡播磨町
開閉制御機器組立工	
井上亨	小野市
谷脇良二	三田市
鶴田秀夫	尼崎市
配電・制御装置修理工	
岩田史郎	神戸市東灘区
電子計算機組立・調整工	
白石政介	神戸市垂水区
プリント基盤組立工	
橋本光司	神戸市北区
電気機械器具保守員	
井上理	揖保郡太子町
檜原泰光	明石市
山内誠	加古郡播磨町
発電員	
西田孝一	加古川市
野田政之	加古川市
道下淳博	神戸市東灘区
電気配線工事作業員	
足立正宏	丹波市
坂元宣之	姫路市
電気工事検査員	
山川正明	たつの市
輸送用機械器具組立等の職業	
試作車組立工	
谷内啓之	明石市
車両組立工	
桑原猛	姫路市
車両ぎ装工	
松本巧	加古川市
船体組立工	
白川嘉己	三木市
吉原義久	加古郡稲美町
織布・繊維製造等の職業	
寝具仕立工	
高礪良明	姫路市
衣服の職業	
婦人・子供服注文仕立職	

福 田 きよみ	加古川市
建設・土木等の職業	
建築大工	
大 前 美 徳	丹波市
北 田 和 夫	西脇市
近 本 保	豊岡市
西 浦 常 次	神戸市北区
橋 本 誠	洲本市
畑 正 紀	篠山市
春 名 康 則	姫路市
藤 井 正 文	西脇市
前 田 章 文	南あわじ市
松 井 武 視	西脇市
三 木 秀 文	姫路市
柳 田 久 雄	丹波市
宮大工	
三 輪 進	揖保郡太子町
型枠大工	
山 添 正 幸	神戸市垂水区
その他の建設・建設機械運転の職業	
かわらふき工	
高 橋 博 文	美方郡新温泉町
左官	
田 中 弘 美	神戸市兵庫区
畑 末 茂 光	加東市
人 見 正 美	篠山市
配管工	
高 島 眞一郎	姫路市
藤 原 吉 郎	西脇市
建築塗装工	
森 脇 清 治	姫路市
建設機械運転工（移動式クレーン技士）	
長 田 逸 雄	神戸市西区
植木職・造園工等の職業	
造園工	
喜 多 孝 治	宝塚市
幸 田 良 一	姫路市
小 西 昌 則	神戸市西区
都 倉 文 男	姫路市
秦 清	南あわじ市
福 井 繁 和	美方郡新温泉町
安 田 憲 二	神崎郡神河町
窯業製品・化学製品製造等の職業	
陶磁器焼成工	
清 水 千代市	篠山市
清 水 美和雄	篠山市
田 中 茂	篠山市
高分子実験工	
福 岡 雄 二	神戸市垂水区
摩擦材原料製造工	
吉 本 守 雄	伊丹市

石彫工(工芸的な物を除く)		
山崎直樹		美方郡香美町
石工		
西村利秋		宝塚市
木製品・かわ製品製造等の職業		
算盤組立業		
蓬萊睦亨		小野市
木製建具製造工		
岡本孝		豊岡市
佐用隆信		たつの市
かわ具加工工		
中村国広		宍粟市
食料品製造等の職業		
製めん工		
桑垣勝美		宍粟市
田中均		宍粟市
洋生菓子製造工		
西脇史朗		神戸市兵庫区
山田亨		尼崎市
和干菓子製造工		
三島忠		赤穂市
杜氏		
井上幹夫		美方郡香美町
才村俊介		神戸市東灘区
田中久之		美方郡新温泉町
中井増時		美方郡新温泉町
山根弘		美方郡香美町
生活衛生サービスの職業		
理容師		
山崎尚		神戸市東灘区
美容師・着付師		
岸本博子		三木市
飲食物調理等の職業		
日本料理調理人		
梶本剛史		山口市
加茂志津男		川西市
中華料理調理人		
居地正一		神戸市長田区
給仕従事者 ソムリエ		
湊本雅和		神戸市灘区
表具師、塗装工、畳工、写真工等の職業		
表具師		
関本雅文		姫路市
丸山幸夫		伊丹市
金属塗装工		
國廣秀俊		三木市
中島浩		明石市
藤田正		川西市
山本紀幸		姫路市
畳工		
植野庄次		神戸市長田区

花 房 浩 治 神戸市長田区
 写真工
 奥 村 豊 神戸市東灘区
 長 崎 正 西宮市
 山 田 悦 三 神戸市中央区
 広告美術工、製図工等の職業
 広告美術工
 中 右 政 勝 加古川市
 製図工
 國 脇 修 一 姫路市
 装身具等身の回り品製造の職業
 印章彫刻工
 福 井 將 人 姫路市
 その他の職業
 流体燃焼実験工
 魯 山 武 正 神戸市長田区
 造機建設技術職
 上 西 良 幸 神戸市北区



県有地の一般競争入札による売払い

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成24年12月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 入札に付する県有地
 売払物件

物件番号	所在地	面積 (㎡)	地目
1	神戸市長田区西山町4丁目1番	2,124.46	宅地
2	姫路市菅生台2番2	4,641.32	宅地
3	姫路市野里字南河原147番4	729.49	宅地

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

- (1) 成年被後見人
- (2) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (3) 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
- (5) 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のための必要な同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者

その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

- イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
エ 上記アからウのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (8) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員
- 3 契約条項を示す場所
〒650-0011 神戸市中央区下山手通4丁目18番2号
兵庫県県土整備部住宅建築局住宅管理課財産係
- 4 入札参加申込用紙の配布場所及び配布期間並びに申込場所及び申込期間
- (1) 配布場所及び申込場所
前記3に同じ。
- (2) 配布期間及び申込期間
平成24年12月18日（火）から平成25年1月11日（金）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- 5 入札の場所及び日時
- (1) 場所
本庁舎付近会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）
- (2) 日時
物件1 平成25年1月15日（火）午前9時30分
物件2 平成25年1月15日（火）午前11時
物件3 平成25年1月15日（火）午後1時30分
- 6 入札保証金
- (1) 入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上の額とする。
- (2) 入札保証金は、金融機関が振り出し、又は支払保証した小切手により納付すること。
- 7 入札に関する条件
- (1) 入札書を所定の日時までに提出していること。
- (2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札又はこれらの者が更に他の者を代理してした入札でないこと。
- (4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (5) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
- (6) 代理人が入札をする場合は、委任状を提出すること。
- (7) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- (8) 再度入札に参加することができる者は、初度の入札に参加した者のうち当該入札が無効とされなかった者であること。
- 8 入札の無効
入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- 9 入札についての照会先
兵庫県県土整備部住宅建築局住宅管理課財産係
電話 (078) 341-7711 内線4875

~~~~~

**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完

了した。

平成24年12月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
川辺郡猪名川町白金2丁目5番1から64まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
東京都千代田区大手町1丁目3番2号  
住友林業株式会社 代表取締役 早 野 均  
大阪市福島区海老江1丁目1番24号  
阪神電気鉄道株式会社 代表取締役 藤 原 崇 起
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成24年10月24日  
兵庫県指令神北（宝土）（建）第1－1－2号（24猪名川）

### 収 用 委 員 会 告 示

#### 兵庫県収用委員会告示第47号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成24年12月18日

兵庫県収用委員会

会長 安 永 正 昭

- 1 起業者の名称  
兵庫県
- 2 事業の種類及び名称  
淡路都市計画道路事業3.6.460号富島幹線
- 3 裁決手続の開始を決定した年月日  
平成24年12月17日

4 裁決手続の開始を決定した土地の所在等

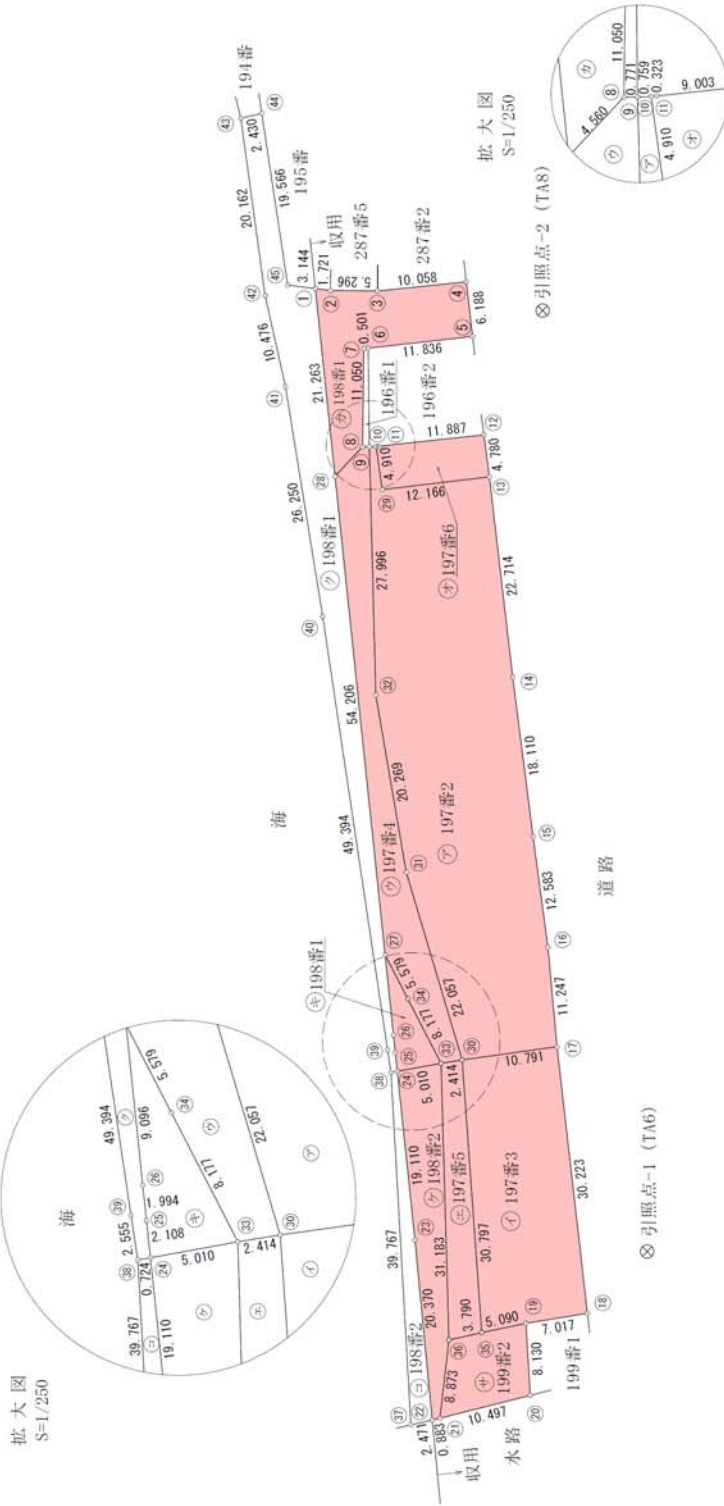
| 裁決手続の開始を決定した土地         |       | 土地所有者 |        |                |                   | 土地に関して権利を有する関係人                   |                                 |    |    |       |
|------------------------|-------|-------|--------|----------------|-------------------|-----------------------------------|---------------------------------|----|----|-------|
| 所在                     | 地番    | 地目    | 公簿地積   | 実測地積           | 収用に係る面積           | 氏名                                | 住所                              | 氏名 | 住所 | 権利の種類 |
| 淡路市<br>浅野南<br>字杭ヶ<br>脇 | 197番2 | 雑種地   | 922    | 922.03         | 922.03            | 淡路市<br>代表者<br>市長 門 康彦<br>(持分2分の1) | 淡路市生穂新島8番地                      | なし | -  | -     |
|                        | 197番3 | 雑種地   | 347    | 347.52         | 347.52            | 石丸 みつ子<br>(持分6分の1)                | 神戸市須磨区高倉台1丁目27番5号               |    |    |       |
|                        | 197番4 | 雑種地   | 221    | 221.14         | 221.14            | 平野 新二<br>(持分6分の1)                 | 神戸市垂水区南多聞台5丁目1番25号<br>パーキング101号 |    |    |       |
|                        | 197番5 | 雑種地   | 95     | 95.01          | 95.01             | 平野 政廣<br>(持分6分の1)                 | 神戸市須磨区外浜町3丁目2番1-405号            |    |    |       |
|                        | 197番6 | 雑種地   | 59     | 59.05          | 59.05             | ただし、土地登記簿上の表示                     |                                 |    |    |       |
|                        | 198番1 | 雑種地   | 495    | 495.30         | 192.56<br>(注1)    | 津名郡北淡町<br>(持分2分の1)                |                                 |    |    |       |
| 198番2                  | 雑種地   | 198   | 198.18 | 133.90<br>(注2) | 平野 定一<br>(持分2分の1) | 淡路市浅野村斗ノ内262番地                    |                                 |    |    |       |
| 199番2                  | 宅地    |       | 79.33  | 79.36          |                   |                                   |                                 |    |    |       |

(注1)収用しようとする土地の区域は、別添図面表示の①②③④⑤⑥⑦⑧⑨及び⑩の各点を順次結ぶ直線で囲まれる部分並びに⑪⑫⑬⑭⑮及び⑯の各点を順次結ぶ直線で囲まれる部分

(注2)収用しようとする土地の区域は、別添図面表示の⑳㉑㉒㉓及び㉔の各点を順次結ぶ直線で囲まれる部分

実測平面図 S = 1 / 500

土地の所在 淡路市浅野南字杭ヶ脇  
 地番 197番2、197番3、197番4、197番5、197番6  
 198番1、198番2、199番2



| 符号          | X座標         | Y座標       |
|-------------|-------------|-----------|
| 参照点-1 (TA6) | -162281.555 | 53250.079 |
| 参照点-2 (TA8) | -162204.393 | 53323.714 |

| 地番<br>197番4 | 区分<br>取用地 | 符号<br>ウ | 求積表 |                |                |                                                      | 備考     |
|-------------|-----------|---------|-----|----------------|----------------|------------------------------------------------------|--------|
|             |           |         | NO  | X <sub>n</sub> | Y <sub>n</sub> | X <sub>n</sub> (Y <sub>n+1</sub> -Y <sub>n-1</sub> ) |        |
|             |           |         | ㉔   | -162217.826    | 53278.446      | 202.560586                                           | 20.269 |
|             |           |         | ㉕   | -162199.293    | 53299.429      | 873.960681                                           | 27.996 |
|             |           |         | ㉖   | -162198.710    | 53298.924      | 39.431205                                            | 0.771  |
|             |           |         | ㉗   | -162198.471    | 53294.370      | 14.955664                                            | 4.560  |
|             |           |         | ㉘   | -162237.450    | 53256.701      | -793.339587                                          | 54.206 |
|             |           |         | ㉙   | -162242.596    | 53254.546      | 100.197766                                           | 5.579  |
|             |           |         | ㉚   | -162250.138    | 53251.386      | 186.936012                                           | 8.177  |
|             |           |         | ㉛   | -162251.716    | 53253.213      | 41.215782                                            | 2.414  |
|             |           |         | ㉜   | -162233.304    | 53265.359      | -223.632152                                          | 22.057 |
|             |           |         |     |                | 計              | 442.285957                                           |        |
|             |           |         |     |                | 地積             | 221.14 m <sup>2</sup>                                |        |
|             |           |         |     |                | 總計             | 221.14 m <sup>2</sup>                                |        |

| 地番<br>197番5 | 区分<br>取用地 | 符号<br>エ | 求積表 |                |                |                                                      | 備考     |
|-------------|-----------|---------|-----|----------------|----------------|------------------------------------------------------|--------|
|             |           |         | NO  | X <sub>n</sub> | Y <sub>n</sub> | X <sub>n</sub> (Y <sub>n+1</sub> -Y <sub>n-1</sub> ) |        |
|             |           |         | ㉔   | -162273.148    | 53231.097      | -6.920274                                            | 3.790  |
|             |           |         | ㉕   | -162251.716    | 53253.213      | 603.353664                                           | 30.797 |
|             |           |         | ㉖   | -162250.138    | 53251.386      | 76.439898                                            | 2.414  |
|             |           |         | ㉗   | -162270.855    | 53228.079      | -182.851119                                          | 31.183 |
|             |           |         |     |                | 計              | 190.022169                                           |        |
|             |           |         |     |                | 地積             | 95.010845                                            |        |
|             |           |         |     |                | 總計             | 95.01 m <sup>2</sup>                                 |        |

| 地番<br>197番6 | 区分<br>取用地 | 符号<br>オ | 求積表 |                |                |                                                      | 備考    |
|-------------|-----------|---------|-----|----------------|----------------|------------------------------------------------------|-------|
|             |           |         | NO  | X <sub>n</sub> | Y <sub>n</sub> | X <sub>n</sub> (Y <sub>n+1</sub> -Y <sub>n-1</sub> ) |       |
|             |           |         | ㉔   | -162203.511    | 53296.639      | 11.991694                                            | 4.910 |
|             |           |         | ㉕   | -162210.031    | 53303.574      | -2.327640                                            | 9.519 |
|             |           |         | ㉖   | -162211.844    | 53305.503      | -16.717673                                           | 2.647 |
|             |           |         | ㉗   | -162208.322    | 53308.735      | 59.653404                                            | 4.780 |
|             |           |         | ㉘   | -162206.324    | 53306.655      | 31.036932                                            | 2.884 |
|             |           |         | ㉙   | -162199.865    | 53299.928      | 43.415757                                            | 9.003 |
|             |           |         |     |                | 計              | 118.104422                                           |       |
|             |           |         |     |                | 地積             | 59.052211                                            |       |
|             |           |         |     |                | 總計             | 59.05 m <sup>2</sup>                                 |       |

| 地番<br>197番2 | 区分<br>取用地 | 符号<br>ア | 求積表 |                |                |                                                      | 備考     |
|-------------|-----------|---------|-----|----------------|----------------|------------------------------------------------------|--------|
|             |           |         | NO  | X <sub>n</sub> | Y <sub>n</sub> | X <sub>n</sub> (Y <sub>n+1</sub> -Y <sub>n-1</sub> ) |        |
|             |           |         | ㉔   | -162250.959    | 53269.141      | 63.248984                                            | 11.247 |
|             |           |         | ㉕   | -162241.665    | 53277.624      | 226.020786                                           | 12.583 |
|             |           |         | ㉖   | -162228.361    | 53289.911      | 599.864056                                           | 18.110 |
|             |           |         | ㉗   | -162211.844    | 53305.503      | 1205.212456                                          | 22.714 |
|             |           |         | ㉘   | -162210.031    | 53303.574      | 157.062003                                           | 2.647  |
|             |           |         | ㉙   | -162203.511    | 53296.639      | 507.040840                                           | 9.519  |
|             |           |         | ㉚   | -162199.865    | 53299.928      | 270.245166                                           | 4.910  |
|             |           |         | ㉛   | -162199.293    | 53299.429      | 43.993092                                            | 0.759  |
|             |           |         | ㉜   | -162217.826    | 53278.446      | -1027.265657                                         | 27.996 |
|             |           |         | ㉝   | -162233.304    | 53265.359      | -330.594602                                          | 20.269 |
|             |           |         | ㉞   | -162251.716    | 53253.213      | 71.328088                                            | 22.057 |
|             |           |         | ㉟   | -162258.947    | 53261.223      | 57.920310                                            | 10.791 |
|             |           |         |     |                | 計              | 1844.075522                                          |        |
|             |           |         |     |                | 地積             | 922.03 m <sup>2</sup>                                |        |
|             |           |         |     |                | 總計             | 922.03 m <sup>2</sup>                                |        |

| 地番<br>197番3 | 区分<br>取用地 | 符号<br>イ | 求積表 |                |                |                                                      | 備考     |
|-------------|-----------|---------|-----|----------------|----------------|------------------------------------------------------|--------|
|             |           |         | NO  | X <sub>n</sub> | Y <sub>n</sub> | X <sub>n</sub> (Y <sub>n+1</sub> -Y <sub>n-1</sub> ) |        |
|             |           |         | ㉔   | -162276.295    | 53235.098      | -12.591147                                           | 5.090  |
|             |           |         | ㉕   | -162280.870    | 53240.419      | -60.952725                                           | 7.017  |
|             |           |         | ㉖   | -162258.947    | 53261.223      | 864.818504                                           | 30.223 |
|             |           |         | ㉗   | -162251.716    | 53253.213      | 377.761902                                           | 10.791 |
|             |           |         | ㉘   | -162273.148    | 53231.097      | -473.990112                                          | 30.797 |
|             |           |         |     |                | 計              | 695.046422                                           |        |
|             |           |         |     |                | 地積             | 347.52 m <sup>2</sup>                                |        |
|             |           |         |     |                | 總計             | 347.52 m <sup>2</sup>                                |        |



| 地番<br>198番2 | 区分<br>取用地 | 符号<br>ケ | 求積表 |                |                |                                                       | 備考                    |    |
|-------------|-----------|---------|-----|----------------|----------------|-------------------------------------------------------|-----------------------|----|
|             |           |         | NO  | X <sub>n</sub> | Y <sub>n</sub> | X <sub>n</sub> ·(Y <sub>n+1</sub> -Y <sub>n-1</sub> ) |                       | 距離 |
|             |           |         | ①   | -162275.744    | 53220.675      | -0.375232                                             | 0.883                 |    |
|             |           |         | ②   | -162270.855    | 53228.079      | 43.081868                                             | 8.873                 |    |
|             |           |         | ③   | -162250.138    | 53251.386      | 818.797991                                            | 31.183                |    |
|             |           |         | ④   | -162246.940    | 53247.529      | 188.956554                                            | 5.010                 |    |
|             |           |         | ⑤   | -162260.681    | 53234.248      | -574.854735                                           | 19.110                |    |
|             |           |         | ⑥   | -162275.211    | 53219.971      | -207.444810                                           | 20.370                |    |
|             |           |         | 計面積 |                |                |                                                       | 267.800736            |    |
|             |           |         | 地積  |                |                |                                                       | 133.900368            |    |
|             |           |         | 地積  |                |                |                                                       | 133.90 m <sup>2</sup> |    |
|             |           |         | NO  | X <sub>n</sub> | Y <sub>n</sub> | X <sub>n</sub> ·(Y <sub>n+1</sub> -Y <sub>n-1</sub> ) | 距離                    |    |
|             |           |         | ①   | -162260.681    | 53234.248      | -207.444810                                           | 20.370                |    |
|             |           |         | ②   | -162246.940    | 53247.529      | 574.854735                                            | 19.110                |    |
|             |           |         | ③   | -162246.478    | 53246.972      | 25.206258                                             | 0.724                 |    |
|             |           |         | ④   | -162273.719    | 53218.001      | -681.869471                                           | 39.767                |    |
|             |           |         | ⑤   | -162275.211    | 53219.971      | 2.939240                                              | 2.471                 |    |
|             |           |         | 計面積 |                |                |                                                       | 128.575572            |    |
|             |           |         | 地積  |                |                |                                                       | 64.287786             |    |
|             |           |         | 地積  |                |                |                                                       | 64.28 m <sup>2</sup>  |    |
| 総計          |           |         |     |                |                |                                                       | 198.18 m <sup>2</sup> |    |

| 地番<br>199番2 | 区分<br>取用地 | 符号<br>ホ | 求積表 |                |                |                                                       | 備考                   |    |
|-------------|-----------|---------|-----|----------------|----------------|-------------------------------------------------------|----------------------|----|
|             |           |         | NO  | X <sub>n</sub> | Y <sub>n</sub> | X <sub>n</sub> ·(Y <sub>n+1</sub> -Y <sub>n-1</sub> ) |                      | 距離 |
|             |           |         | ①   | -162276.295    | 53235.098      | 32.996502                                             | 8.130                |    |
|             |           |         | ②   | -162273.148    | 53231.097      | 24.587511                                             | 5.090                |    |
|             |           |         | ③   | -162270.855    | 53228.079      | 1.820642                                              | 3.790                |    |
|             |           |         | ④   | -162275.744    | 53220.675      | 47.071292                                             | 8.873                |    |
|             |           |         | ⑤   | -162281.881    | 53229.191      | 52.262692                                             | 10.497               |    |
|             |           |         | 計面積 |                |                |                                                       | 158.738639           |    |
|             |           |         | 地積  |                |                |                                                       | 79.3693195           |    |
|             |           |         | 地積  |                |                |                                                       | 79.36 m <sup>2</sup> |    |
| 総計          |           |         |     |                |                |                                                       | 79.36 m <sup>2</sup> |    |

| 地番<br>198番1 | 区分<br>取用地 | 符号<br>カ | 求積表  |                |                |                                                       | 備考                    |    |
|-------------|-----------|---------|------|----------------|----------------|-------------------------------------------------------|-----------------------|----|
|             |           |         | NO   | X <sub>n</sub> | Y <sub>n</sub> | X <sub>n</sub> ·(Y <sub>n+1</sub> -Y <sub>n-1</sub> ) |                       | 距離 |
|             |           |         | ①    | -162195.725    | 53320.690      | 19.111752                                             | 6.188                 |    |
|             |           |         | ②    | -162193.109    | 53317.965      | 15.175416                                             | 3.756                 |    |
|             |           |         | ③    | -162188.719    | 53313.443      | -6.216240                                             | 6.302                 |    |
|             |           |         | ④    | -162184.627    | 53310.081      | -38.055600                                            | 5.296                 |    |
|             |           |         | ⑤    | -162183.182    | 53309.147      | -19.646220                                            | 1.721                 |    |
|             |           |         | ⑥    | -162198.471    | 53294.370      | 448.074723                                            | 21.263                |    |
|             |           |         | ⑦    | -162198.710    | 53298.924      | 9.447670                                              | 4.560                 |    |
|             |           |         | ⑧    | -162191.716    | 53307.479      | -184.788474                                           | 11.050                |    |
|             |           |         | ⑨    | -162192.065    | 53307.838      | 6.109943                                              | 0.501                 |    |
|             |           |         | ⑩    | -162197.732    | 53313.793      | 63.430731                                             | 8.221                 |    |
|             |           |         | ⑪    | -162200.224    | 53316.412      | 6.526548                                              | 3.615                 |    |
|             |           |         | 計面積  |                |                |                                                       | 319.170249            |    |
|             |           |         | 地積   |                |                |                                                       | 159.5851245           |    |
|             |           |         | 地積   |                |                |                                                       | 159.58 m <sup>2</sup> |    |
|             |           |         | NO   | X <sub>n</sub> | Y <sub>n</sub> | X <sub>n</sub> ·(Y <sub>n+1</sub> -Y <sub>n-1</sub> ) | 距離                    |    |
|             |           |         | ①    | -162243.990    | 53250.379      | 41.345880                                             | 9.096                 |    |
|             |           |         | ②    | -162245.424    | 53248.994      | 20.117586                                             | 1.994                 |    |
|             |           |         | ③    | -162246.940    | 53247.529      | 25.588564                                             | 2.108                 |    |
|             |           |         | ④    | -162250.138    | 53251.386      | 46.329426                                             | 5.010                 |    |
|             |           |         | ⑤    | -162242.596    | 53251.546      | -56.338740                                            | 8.177                 |    |
|             |           |         | ⑥    | -162237.450    | 53256.701      | -11.089630                                            | 5.579                 |    |
|             |           |         | 計面積  |                |                |                                                       | 65.953086             |    |
|             |           |         | 地積   |                |                |                                                       | 32.976543             |    |
|             |           |         | 地積   |                |                |                                                       | 32.97 m <sup>2</sup>  |    |
|             |           |         | 合計面積 |                | 合計面積           |                                                       | 距離                    |    |
|             |           |         | NO   | X <sub>n</sub> | Y <sub>n</sub> | X <sub>n</sub> ·(Y <sub>n+1</sub> -Y <sub>n-1</sub> ) | 距離                    |    |
|             |           |         | ①    | -162246.940    | 53247.529      | -0.257334                                             | 0.724                 |    |
|             |           |         | ②    | -162243.990    | 53250.379      | 3.909764                                              | 2.108                 |    |
|             |           |         | ③    | -162237.450    | 53256.701      | 7.785186                                              | 1.994                 |    |
|             |           |         | ④    | -162198.471    | 53294.370      | 2226.753333                                           | 54.206                |    |
|             |           |         | ⑤    | -162183.182    | 53309.147      | 1675.261597                                           | 21.263                |    |
|             |           |         | ⑥    | -162180.542    | 53307.440      | 323.777520                                            | 3.144                 |    |
|             |           |         | ⑦    | -162165.876    | 53320.391      | 1963.586712                                           | 19.566                |    |
|             |           |         | ⑧    | -162164.429    | 53318.439      | 209.650042                                            | 2.430                 |    |
|             |           |         | ⑨    | -162179.363    | 53304.894      | -1932.295326                                          | 20.162                |    |
|             |           |         | ⑩    | -162187.685    | 53298.531      | -911.100882                                           | 10.476                |    |
|             |           |         | ⑪    | -162207.557    | 53281.379      | -1708.316352                                          | 26.250                |    |
|             |           |         | ⑫    | -162244.564    | 53248.664      | -1335.915693                                          | 49.394                |    |
|             |           |         | ⑬    | -162246.478    | 53246.972      | -3.238488                                             | 2.555                 |    |
|             |           |         | 計面積  |                |                |                                                       | 605.509519            |    |
|             |           |         | 地積   |                |                |                                                       | 302.7547745           |    |
|             |           |         | 地積   |                |                |                                                       | 302.75 m <sup>2</sup> |    |
| 総計          |           |         |      |                |                |                                                       | 495.30 m <sup>2</sup> |    |

## 教 育 委 員 会 公 告

## 落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成24年12月18日

契約担当者

兵庫県立香住高等学校長 野 村 道 彦

- 1 落札に係る業務件名及び数量  
実習船「但州丸」第2種中間検査及び整備一般工事 一式
- 2 契約に関する事務を担当するかいの名称及び所在地  
兵庫県立香住高等学校 美方郡香美町香住区矢田40—1
- 3 落札者を決定した日  
平成24年12月3日
- 4 落札者の名称及び住所  
サンセイ株式会社下関工場 山口県下関市彦島本村町三丁目5番1号
- 5 落札金額  
84,000,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
平成24年10月23日

## 公 安 委 員 会 告 示

## 兵庫県公安委員会告示第388号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イの規定による兵庫県公安委員会が技能検定に関する技能及び知識に行う審査（以下「技能検定員審査」という。）について、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条の規定により、次のとおり公示する。

平成24年12月18日

兵庫県公安委員会

委員長 橋 本 猛 伸

- 1 技能検定員審査の種類  
技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）、技能検定員審査（普通）、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）、技能検定員審査（<sup>ひん</sup>牽引）、技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）及び技能検定員審査（普通二種）
- 2 技能検定員審査の期日  
平成25年2月2日（土）
- 3 技能検定員審査の場所  
明石市荷山町1649番地の2 兵庫県警察本部交通部運転免許試験場
- 4 技能検定員審査の申請手続
  - (i) 提出書類
    - ア 審査申請書1通  
審査申請書は、平成24年12月18日（火）から同月20日（木）までの午前9時から午後5時までの間に兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において配布する。  
なお、郵送を希望する場合は、住所、氏名及び郵便番号を明記した返信用封筒に80円相当額の郵便切手を貼り付けたものを同封して、郵送により、請求すること。
    - イ 技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）、技能検定員審査（普通）、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）又は技能検定員審査（<sup>ひん</sup>牽引）を受けようとする者は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証

ウ 技能検定員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（大型）

エ 技能検定員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（中型）

オ 技能検定員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（普通）

カ 規則第17条の規定により、審査細目についての審査の一部を免除される者は、免除に該当する者であることを証する書類

(2) 提出期間

平成24年12月18日（火）から同月20日（木）までの午前9時から午後5時まで

(3) 提出先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

(4) 提出方法

原則として、本人が持参するものとする。ただし、郵送する場合は、書留郵便で送付することとし、平成24年12月20日（木）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(5) 審査手数料

ア 技能検定員審査（大型）又は技能検定員審査（中型）を受けようとする者にあつては23,500円、技能検定員審査（普通）を受けようとする者にあつては19,650円、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）又は技能検定員審査（牽引）を受けようとする者にあつては14,500円、技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）又は技能検定員審査（普通二種）を受けようとする者にあつては21,850円相当額の兵庫県収入証紙を審査申請書に貼り付けること。ただし、審査細目についての審査の一部を免除される者は、警察手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第38号）別表7の部備考2から4までの規定による額とする。

イ 審査手数料は、提出書類の受付後は返却しない。

5 携行品

運転免許証及び筆記用具

6 合格者の発表

平成25年3月5日（火）午前10時から、兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において、合格者の申請時の受理番号を掲示する。

なお、合格者には、技能検定員審査合格証明書を交付するものとし、法第99条の2第4項第2号イからホまでのいずれかに該当する者については、技能検定員資格者証を交付しない。

7 技能検定員審査についての問合せ先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

電話（078）912-1628



### 兵庫県公安委員会告示第389号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の3第4項第1号イの規定による兵庫県公安委員会が自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）について、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第2項の規定により、次のとおり公示する。

平成24年12月18日

兵庫県公安委員会

委員長 橋 本 猛 伸

1 教習指導員審査の種類

教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）、教習指導員審査（普通）、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）、教習指導員審査（牽引）、教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）及び教習指導員審査（普通二種）

2 教習指導員審査の期日

平成25年2月2日（土）

3 教習指導員審査の場所

明石市荷山町1649番地の2 兵庫県警察本部交通部運転免許試験場

## 4 教習指導員審査の申請手続

## (1) 提出書類

## ア 審査申請書 1 通

審査申請書は、平成24年12月18日（火）から同月20日（木）までの午前9時から午後5時までの間に兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において配布する。

なお、郵送を希望する場合は、住所、氏名及び郵便番号を明記した返信用封筒に80円相当額の郵便切手を貼り付けたものを同封して、郵送により、請求すること。

イ 教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）、教習指導員審査（普通）、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）又は教習指導員審査（<sup>ひん</sup>牽引）を受けようとする者は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証

ウ 教習指導員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（大型）

エ 教習指導員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（中型）

オ 教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（普通）

カ 規則第17条の規定により、審査細目についての審査の一部を免除される者は、免除に該当する者であることを証する書類

## (2) 提出期間

平成24年12月18日（火）から同月20日（木）までの午前9時から午後5時まで

## (3) 提出先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

## (4) 提出方法

原則として、本人が持参するものとする。ただし、郵送する場合は、書留郵便で送付することとし、平成24年12月20日（木）までの消印のあるものに限り受け付ける。

## (5) 審査手数料

ア 教習指導員審査（大型）又は教習指導員審査（中型）を受けようとする者にあつては15,000円、教習指導員審査（普通）を受けようとする者にあつては11,800円、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）又は教習指導員審査（<sup>ひん</sup>牽引）を受けようとする者にあつては9,450円、教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）又は教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者にあつては12,850円相当額の兵庫県収入証紙を審査申請書に貼り付けること。ただし、審査細目についての審査の一部を免除される者は、警察手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第38号）別表7の部備考5から7までの規定による額とする。

イ 審査手数料は、提出書類の受付後は返却しない。

## 5 携行品

運転免許証及び筆記用具

## 6 合格者の発表

平成25年3月5日（火）午前10時から、兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において、合格者の申請時の受理番号を掲示する。

なお、合格者には、教習指導員審査合格証明書を交付するものとし、法第99条の3第4項第2号イからハまでのいずれかに該当する者については、教習指導員資格者証を交付しない。

## 7 教習指導員審査についての問合せ先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

電話（078）912-1628

## 警 察 本 部 公 告

## 随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成24年12月18日

契約担当者

兵庫県警察本部長 倉 田 潤

- 1 随意契約に係る物品等又は役務の名称  
運転免許証等作成用消耗品の単価契約
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
兵庫県警察本部会計課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成24年11月15日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所  
富士フィルムイメージングシステムズ株式会社 東京都品川区西五反田3丁目6番30号
- 5 随意契約に係る契約金額  
年間予定額92,960,637円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
政府調達に関する協定第15条第1項(b)による。